令和6年度第1回府中市市民協働推進会議 会議録

- ■日 時 令和6年4月26日(金)午前10時から12時
- ■会場 府中駅北第2庁舎3階打合せ室
- ■出席者 (委員)藤江会長、青山副会長、井上委員、坂牧委員、鈴木委員、関谷委員、 花岡委員、森田委員、山根委員

(事務局) 山下市民協働推進部長、小塚協働共創推進課長、

加瀬協働共創推進課主査、本田協働共創推進課主査、新藤主任、小堀事務職員、小池事務職員

- ■欠席者 伊沢委員、山岡委員
- ■傍聴者 なし
- ■議事 1 部会の設置および部会員の選出について
 - 2 市民協働の推進に関する条例について
- ■資料
 - 資料1 令和6年度府中市市民協働推進会議開催予定
 - 資料2 府中市市民協働推進会議部会の設置について
 - 資料3 府中市提案型協働事業評価制度実施基準
 - 資料4-1 価値共創促進事業 チラシ
 - 資料4-2 価値共創促進事業 募集要領
 - 資料4-3 価値共創促進事業候補事業選定委員会設置要領
 - 資料 5 1 府中市クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金「ファンファーレ」 チラシ
 - 資料 5 2 府中市クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金「ファンファーレ」 募集要領
 - 資料5-3 府中市クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金 「ファンファーレ」候補事業選定委員会設置要領
 - 資料6-1 市民協働及び共創の推進に関する条例について
 - 資料 6-2 共創イメージ
 - 資料6-3 府中市市民協働及び共創の推進に関する条例(案)
 - 資料6-4 「府中市市民協働及び共創の推進に関する条例(案)」の修正点等について
 - 資料6-5 「市民協働推進条例に関する本会議委員に対するアンケート」集計結果
- ■参 考 「市民協働推進条例に関する本会議委員に対するアンケート」回答

■開会

- ○会長より、事務局へ委員の出席状況などについて報告を依頼した。
- ○事務局より、山岡委員の欠席と、伊沢委員が未到着であるが過半数の委員が出席して おり本会議が有効に成立していること、また傍聴の申込はなかったことを報告した。続 けて配付資料の確認をした。

■次第1 市民協働推進部長挨拶

○山下市民協働推進部長より挨拶した。

■次第2 諮問

- ○山下市民協働推進部長より、藤江会長に諮問書の伝達を行い、委員に諮問書の写しを配付した。
- ○会長より、事務局へ諮問内容の説明を依頼した。
- ○小塚協働共創推進課長より、諮問内容について次のとおり説明があった。
- ・(1)市民協働の取組の進捗管理については、前年度に各部署で実施した協働事業と第7次 府中市総合計画における「協働により推進したい取組」の進捗状況について報告するので、それに対する審議を行っていただきたい。
- ・(2)価値共創促進事業および(3)府中市クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金「ファンファーレ」については、採択候補事業を選ぶ審査会へ出席いただいた。この点については、次第4の審議事項(1)で詳しく説明する。
- ・(4)府中市市民協働の推進に関する条例の制定については、昨年度の答申を踏まえ、引き 続き審議を依頼する。「市民協働都市」を宣言してから10年を迎える節目の年でもある 今年中の制定に向け、審議を行っていただきたい。
- ○会長より、委員に質問があるか確認した。
- ○副会長より、諮問事項(4)の答申期限が令和6年7月3日である理由について質問があった。

- ○事務局より、条例を令和6年中に制定することになった場合に事務手続きにかかる時間 を考慮した予定であると説明した。
- ○会長より、他に質問がないことを確認のうえ、次の議題に移行した。

■次第3 令和6年度の会議開催予定について

- ○会長より、事務局に説明を依頼した。
- ○事務局より、資料1に沿って会議の開催予定について説明した。
- ○会長より、委員に質問があるか確認した。質問がないことを確認のうえ、次の議題に移 行した。

■次第4 審議事項(1) 部会の設置および部会員の選出について

- ○会長より、事務局に説明を依頼した。
- ○事務局より資料2~5に沿って、部会設置の趣旨や所掌事項について説明した。
- ・部会設置の趣旨と所掌事項は資料2に記載のとおりである。
- ・所掌事項の1点目は提案型協働事業の評価に関する事項であり、令和5年度に実施した 提案型協働事業の成果を発表する報告会に出席し、結果を評価するものである。報告会は 6月24日に実施するため、詳細は次回の推進会議で説明する。
- ・2点目は価値共創促進事業に関する事項であり、提案の中から実施候補事業を選定する審査会に出席いただくものである。審査方法について、昨年度は審査員を市職員で構成し部会員はオブザーバーとして参加していただいたが、より市民意見を反映させるため、令和6年度は審査を部会員が行うこととし(審査基準は資料4-2参照)、結果を採択候補事業として答申していただくこととした。審査会の予定は資料1のとおりである。
- ・また、令和5年度の価値共創促進事業の報告会も提案型協働事業報告会に合わせて6月 24日(月)に実施するため、出席し評価をしていただく。詳細は次回の推進会議で説明 する。
- ・3点目は府中市クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金「ファンファーレ」に関する事項であり、提案の中から交付予定事業候補を選定する審査会に出席いただくものである。審査方法については、一次審査は市職員が行い(候補事業選定委員会の設置要領は資料5-3参照)、一次審査通過事業に対する二次審査を部会員

が行うこととし(審査基準は資料 5-2 参照)、本会議で承認のうえ、その結果を採択候補事業として答申していただく。審査会の予定は資料 1 のとおりである。

- ○会長より、委員に質問があるか確認した。また、価値共創促進事業について第1回審査 会への募集がなかったこと及びその理由について質問があった。
- ○事務局より、「共創の窓口」への応募は複数あり、共創相手となる市の部署とのマッチングを行ったが、結果として価値共創促進事業への申請には至らなかったことを説明した。
- ○山根委員より、各事業に自身の所属する市民活動団体が応募する場合は、審査員である部会員にはなれないのか、また予算がなくなり次第募集を終了することに関して、総 予算額はいくらか質問があった。
- ○事務局より、部会員が所属する市民活動団体が応募する場合は、別の委員に審査員を 務めてもらいたいことと、価値共創促進事業の総予算額は700万円であること、ファ ンファーレは寄付額の中から補助金を交付するため、交付額の上限はないことを説明し た。
- ○会長より、「ファンファーレ」はどのような方法で市民に広報しているのか質問があった。
- ○事務局より、市報やホームページへの掲載や、SNS、プレスリリースによる広報のほか、市民活動センタープラッツからも SNS を通じて市民活動団体へ周知したと説明した。
- ○会長より、積極的に周知することで事業への応募だけでなく、寄附者の増加にもつな がるとの発言があった。また、予算に上限があるのか質問があった。
- ○事務局より、寄付額の中から補助金を交付するため、交付額の上限はないことを説明 した。また、寄附金が目標額に達しなかった場合でも事業を実施することが応募要件と なっていることを説明した。

- ○関谷委員より、資料5-2の17ページに市内在住者を対象とする特典に関する記述があるが、通常ふるさと納税では市内在住者には返礼品を提供することができないため、市内在住の寄附者に対しても返礼品を贈答できるのか質問があった。
- ○事務局より、物品による返礼はできないが、寄附者銘板への掲載等の方法であれば可能あることを説明した。
- ○副会長より、寄附額が目標額に達しなかった場合でも事業を実施することが応募要件 となっているが、目標額100万円のうち10万円しか集まらなかったとしても実施し なくてはいけないのか質問があった。
- ○事務局より、寄附者がいる以上未実施にはせず、事業規模を縮小するなどしたうえで 実施することが応募の要件であると説明した。
- ○鈴木委員より、「ファンファーレ」の現時点での応募件数について質問があった。
- ○事務局より、現時点で応募はないが、問合せが数件あると説明した。
- ○会長より、寄附額が目標に達しなかった場合に、通常のふるさと納税で集まった寄附金から補填することはできないのか質問があった。ふるさと納税では寄附金の使い道を選択できる場合があるため、応募事業の内容に合った使い道に寄せられた寄附金を組み合わせることで、目標額に達しなかった場合の応募者の負担が減り、申請がしやすくなるのではないかとの発言があった。
- ○関谷委員より、自らクラウドファンディングをする場合と「ファンファーレ」を利用 する場合の違いやメリットは何か質問があった。
- ○事務局より、市を介することにより効果的に寄附者や信用を獲得できるほか、採択後にクラウドファンディングに関するセミナーを受講できること、また自治体に寄附をすることによって税控除が受けられるため、団体が自主的にクラウドファンディングを行うよりも企業や市外在住者等からの寄付を受けやすい可能性があるというメリットがあることを説明した。

- ○山根委員より、価値共創促進事業は新しい価値を生むことや共創を支援する事業であることに対し、「ファンファーレ」では対象を共創事業に限らず、地域課題や社会的課題を解決するもの全般ということでよいか質問があった。
- ○事務局より、認識のとおりであると発言があった。
- ○花岡委員より、「ファンファーレ」の対象は法人格を有する団体もしくはそれに準ずる団体となっているが、具体的にはどういった団体が当てはまるか質問があった。
- ○事務局より、資料 5-2 の 14 ページQ 3 のとおりであると説明した。
- ○会長より、その他に質問がないことを確認した。続けて、部会員の選出について事前に 伊沢委員と鈴木委員に立候補いただいていることを伝え、他に立候補者がいるか確認し た。
- ○関谷委員より、自身が各事業に応募予定の場合、立候補することはできないのか確認があった。
- ○事務局より、その場合は、その回に限って別の委員に審査員を依頼すると説明した。
- ○山根委員より、自身が応募する可能性があるが、立候補する旨の意思表示があった。
- ○会長より、関谷委員は昨年度部会員だったため、今年度の部会員は伊沢委員、鈴木委員、山根委員に依頼し、部会員自身が各事業に応募する場合は関谷委員に代行していただくことでよいか確認し、合意を得た。なお、欠席の伊沢委員には後日確認をとり、立候補を取り下げる場合は関谷委員に依頼することとした。
- 続けて、審査会での進行や意見の取りまとめを行う部会長について、立候補するものがいるか部会員に確認した。
- ○鈴木委員より、他に立候補がなければ、引き受ける旨の発言があった。
- ○会長より、後日伊沢委員に確認し立候補の意思がなければ、部会長は鈴木委員に依頼することでよいか確認し、合意を得た。

■次第4 審議事項(2) 市民協働の推進に関する条例について

- ○会長より、事務局に説明を依頼した。
- ○事務局より次のとおり説明した。
- ・昨年度、引き続き市民協働の推進に関する条例の位置づけと内容について検討すること として答申を受けているため、今年度も審議していただきたい。
- ・条例を制定する目的は、資料6-1の1のとおりである。
- ・条例は資料6-1の2のとおり「理念中心条例」とすることを検討している。
- ・条例の方向性については資料6-1の3のとおり検討しており、従来の「府中市市民協働の推進に関する基本方針」の内容を基本としつつ、昨年度の推進会議における意見を反映し「共創」の要素を加えたいと考えているため、今年度は「協働」及び「共創」の定義についても審議いただきたい。
- ・市が考える「協働」の定義は、資料6-1の3のとおりである。「共創」については資料6-2のイメージ図を示したとおりで、多様な主体が連携し、課題の解決に向けて取り組んできた「協働」から更なる高みを目指し、新たな公益的価値を創出することに加え、実施主体にその価値が還元されることをイメージしている。例としては、企業であれば営業利益や社会貢献活動等によるイメージアップ、市民活動団体であれば会員の増加や認知度の向上などが「共創」によって生まれる価値にあたると考えている。
- ・今後の予定については資料6-1の5のとおりである。
- ・資料6-3は令和5年度第1回推進会議で示した条例案に、第2回推進会議でいただいた意見を赤字で反映したもので、黄色のマーカー部分は庁内での検討を経て修正した箇所である。水色のマーカー部分は「共創」の概念を追加した場合の案であり、今回特に議論いただきたい箇所である。
- 資料6-3の修正箇所については資料6-4に一覧化している。
- ・資料 6-5 は条例制定に関して事前に委員を対象に実施したアンケートの集計結果である。

○小塚協働共創推進課長より、昨年度より意見をいただいていた「共創」の要素を条例に加えることに関して、まず「協働」に対する「共創」の位置づけと定義についても多様な解釈があり得るため、改めて委員の意見をいただけるよう依頼した。また議論の進捗によっては会議日程が変更になる可能性があることを説明した。

- ○会長より、昨年度の審議の結果を確認するため、答申の該当箇所(「当会議における検討の結果、条例の内容と位置づけについて、令和6年度も引き続き検討することとしました。 この度制定する条例は、「都市宣言」と同様に幅広い活動を包含できる理念的な面を持ちながらも、市民の行動を後押しするものである必要があります。令和6年度の推進会議では、令和5年度の推進会議であがった意見についてより審議を深め、多様な主体による協働・共創を推進する条例の制定に関する答申を目指し、取り組んでまいります」)を読みあげ、条例の位置づけや方向性について改めて審議することになっていることを確認した。また、次のとおり発言があった。
- ・府中市にはすでに都市宣言と、幅広い協働のあり方を含有した基本方針があるが、その うえで用途や内容が重ならないように考えられたものが事務局から示された素案であると 思う。このとおり制定することが決まっているわけではなく、これから推進会議で審議し ていくためのたたき台と捉えている。
- ・府中市第7次総合計画を策定した際、当初の素案では市民協働の位置づけが弱かったが委員の意見によって重要な位置に置くことができた。協働について推し進めたいのであれば、適切な手段で発信していく必要があるが、この点で、資料6-5アンケート(3)でも、条例が地域課題等の解決につながるか否かについては、委員の中でも意見が割れている。
- ・提示された「共創」について盛り込むことについては、「協働」と「共創」の違いについても意見を出していただきたい。市政のバイブルとも言える府中市第7次総合計画にも「共創」については記載や位置づけがないが、必要な要素なのであれば発信した方がよいため、各委員の「共創」の受け止め方を伺いたい。
- ・市の素案は理念的な条例であるが、既存の都市宣言と基本方針の性質を考えると、基本 方針の中に「共創」について盛り込むことも選択肢の一つであると思う。
- ○会長より、副会長に意見を求めた。
- ○副会長より、理念的な条例にするという点について、昨年度までは市の意向が定まっていなかったが、本日説明を受けてその方向で位置づけたいという市の意向を感じた。また「共創」について盛り込む件については昨年度中に十分審議できなかったため、今年度審議できるとよいとの発言があった。
- ○会長より、委員に意見を求めた。

○井上委員より、条例の内容は素案のとおりでよいと感じるが、そもそも条例の必要性は 感じていないとの発言があった。また「共創」のイメージについては理解したとの発言が あった。

○坂牧委員より、自分が普段実施しているボランティア活動が「協働」や「共創」に当て はまるものなのか、実感が沸かないとの発言があった。

○鈴木委員より、「共創」という言葉は、目指すべきところとしてよく耳にするようになった。今後地域課題が多様化していく中で「協働」よりも革新的であり、より高みを目指すために「共創」が必要なのであれば、条例は市民にとっても、それをリードする市にとっても指針になると思うとの発言があった。

- ○関谷委員より、次のとおり発言があった。
- ・現場の声を聴くと「協働」を当たり前にやっている方でも、そこからの発展の仕方が わからない方がいたり、一方でこれから協働取り組む方がいたり、段階によってニーズ は変わると思う。
- ・条例に「共創」という言葉が入ることによって、「協働」からの発展の仕方がわからない状態の方にとっては、「共創」をすることで自分たちにも社会にも還元されるものがあることが伝わるとよいと思うが、それを理解してもらうための周知方法が課題になると思う。
- ・協働の促進や地域課題の解決については、市民の意識を変えることによって解決できるものもあれば、協働がしやすい環境やシステムを整えることも重要だと考えている。 理念的な条例がどれほど影響力を持つかわからないが、市民の意識の向上だけでなく、 環境を整えていくことの必要性にも目が向くよう、後押しする条例になればよいと思う。

○花岡委員より、市民にとって馴染みがあるのは「協働」だと思うが、これからは「共 創」を目指すことも必要だと思った。「協働」と「共創」の位置づけについては、並列 することに違和感があるため、包含関係にあるとした方が理解できるとの発言があった。

○森田委員より、コミュニティ協議会での活動を考えると、その活動は「協働」をなしてはいるが「共創」には結びつかず、自分たちの活動を「共創」にもっていかないとけ

ないものなのか困惑した。コミュニティ協議会での活動は利益を求めず、地域の方との 結び付きが目的なので「共創」とは言えない気がするとの発言があった。

○山根委員より、次のとおり発言があった。

- ・かつては「協力し合う」ことから始まり、今はお互いの強みを生かして協力し喜び合うことが「協働」だと思って活動しているが、以前イベントを実施した際に「共創」にならなかったと言われたことがあり、自分たちとしては人と繋がった喜びがあったが、求めていることが違うのかもしれないと思った。
- ・「共創」は大きな企業や学校の連携によって生まれる新しい価値でもあると思うが、 自分たちの小さな活動もその一過程にいると思う。特に市民のコミュニティは地域の悩 み事を直に知っており、企業だけではできない支援もある。地域や企業など立場の違う 人たちが繋がることで、まち全体が変わっていくと考えている。
- ・大きな事業はできなくても、一人一人の意識が繋がって生まれる小さな「共創」は市 民団体の強みであり、「共創」に対してアンテナが張られていることが社会にとって重 要だと思う。

○関谷委員より、次のとおり発言があった。

- ・前の二名の発言を受けて「協働」と「共創」は別物として考えた方がよいと思った。 理由は、地域のコミュニティのように起きた問題を解決していく、ということと、新しいものを生み出す、ということでは性質が違うため、「協働」のうえに「共創」を位置づけてしまうと、「協働」で問題を解決しているだけでは足りないのか、新しい価値を生まなければいけないのかと考えてしまう市民がいると思う。
- ・市として支援するのであれば、「協働」で問題解決ができるものはそれとして支援していき、新しい価値を生むようなものについては「共創」の概念のもとで支援していくこととして、区別した方がよいと思う。

○山下市民協働推進部長より、次のとおり発言があった。

- ・「協働」と「共創」の定義に関連して、これまで市は10年間にわたって、市単独では解決できない行政課題等について、市民の強みを生かしてよりよい解決策を導く方法として「協働」の手法が浸透するよう、市民への動機づけをしてきた。
- ・「協働」として動いていただける市民が増えた一方で、団体や活動のその先について 考えることも必要になってきている。「共創」による成果や還元というと、企業の営業 利益が浮かぶかもしれないが、市民活動団体にとっても、いわゆる利益ではなくても、

若い世代がコミュニティに参加したり、新しい取り組みが登場したりするなど、活動を持続可能なものにするうえで必要なものが自らにもたらされれば、それが「共創」になっていると言える。市としてはこのことを「共創」として位置付けたいと考えているが、それをわかりやすく表現する方法が難しため、意見をいただけるとありがたいと考えている。

○会長より、他に意見がないか確認した。

○関谷委員より、次のとおり発言があった。

- ・「協働」は土台であり、そのうえに「共創」があるのは確かだが、すべてが「共創」 に向かうのではなく、「共助」とも表現できるような道に進む場合があることを残さな いといけないと思った。
- ・市の理念としては「協働」を推し進めることで十分であり、その後に進む方向のひと つとして「共創」があることを伝えていくのがよいと思う。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・提示された「共創」による「価値」(成果や還元)に関して、いわゆる「利益」ではなくても、市民協働における何かをすることで得られる仲間やネットワークの形成、技能のような非貨幣的なものも含まれると考えられる。また市民活動団体は「利益」を求めない場合があるし、企業も「利益」のためではなく「社会貢献」のために活動している場合もある。
- ・そういった点が市民に伝わり、納得してもらえる内容であれば、条例の理念的な部分 を検討する理由になってくると思う。

○副会長より、次のとおり発言があった。

- ・国立大学では、文部科学省から地域の企業等と「共創」し、必ずしも文部科学省からの補助に頼らず事業を継続することが求められている。このような「共創」は、他の委員から発言があったような地域のコミュニティの中での「協働」とは、重なる部分があるにしても性質が異なるため、やはり「協働」と「共創」は区別して考えた方がよいと思う。
- ・一方で「共創」について条例に記載することについては以前から違和感があり、基本 方針を書き換える方法が選択肢にあってもよかったと思う。

- ○鈴木委員より、次のとおり発言があった。
- ・勤務先では「課題解決」や「価値創造」という言葉をよく使うが、「課題解決」はマイナスの状態をゼロへ、「価値創造」はゼロの状態を1にするというイメージである。 資料6-2についても、「協働」は課題がある状態からない状態へ、「共創」は必須ではないがよりよい状態や新しい価値へ、というように目指すゴールが異なることがわかる図だとよいと思う。
- ・条例で「共創」について触れることで、共創とは何か、新しい価値を見つけるにはど うしたらよいか、またどういう環境があれば共創できるのか、といったように共創に意 識が向くきっかけになり、結果的に持続可能なまちづくりに繋がっていくと思う。
- ○会長より、他に意見がないことを確認し、本日予定された審議事項についてすべて終了 したことを確認した。事務局に連絡事項について発言を求めた。
- ○事務局より、新規事業「子どもの社会貢献活動体験イベント奨励金」およびパンフレット「令和6年度版あなたの『やりたい』を応援するガイド」について紹介した。また今次回の開催日程について連絡した。
- ○副会長より、委員に謝辞を伝えた。閉会宣言ののち、解散。